



低公害車導入状況報告について



愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（第 80 条）に基づき、特定の事業者には、一定割合以上の低公害車を導入するとともに、その状況について知事へ報告することが義務づけられています。（2007（平成 19）年度開始）

◆ 対象事業者（特定自動車使用事業者）

県内で使用する自動車の台数が、乗用車換算（車両総重量が 3.5 ト以下を 1 台、3.5 ト超 12 ト以下を 2 台、12 ト超を 4 台として算定）で 200 台以上となる事業者

◆ 対象自動車

事業の用に供する普通自動車、小型自動車、軽自動車

なお、原動機付自転車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車含む）、被けん引自動車を含みません。

◆ 低公害車

- | | |
|---|-------------|
| ①燃料電池自動車 | ②電気自動車 |
| ③天然ガス自動車 | ④メタノール自動車 |
| ⑤ハイブリッド自動車 | ⑥特定 LPG 自動車 |
| ⑦特定ディーゼル自動車（新長期規制適合の 3.5 ト超のトラック・バス） | |
| ⑧低排出ガス車かつ低燃費車（☆、☆☆、☆☆☆、☆☆☆☆） | |
| ⑨その他知事が定める自動車（新短期規制適合の 3.5 ト超のディーゼルトラック・バス） | |

◆ 目標となる導入割合

- 使用する自動車が全て車両総重量 12 ト以下の場合…3 割
- 使用する自動車が全て車両総重量 12 ト超の場合……2 割
- 使用する自動車に車両総重量 12 ト超と 12 ト以下が含まれる場合…2～3 割
(自動算定されます)

◆ 報告書提出・メール送信先、問い合わせ窓口

機関名・メールアドレス	主たる事業所の所在地	住所	電話
環境局環境政策部 水大気環境課 mizutaiki@pref.aichi.lg.jp	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6215 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
東三河総局 県民環境部 環境保全課 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6113 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課 shinshiroshitara@pref.aichi.lg.jp	新城市、設楽町、東栄町、 豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
尾張県民事務所 環境保全課 owari@pref.aichi.lg.jp	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、東郷町、 豊山町、大口町、扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 ・7255(ﾀﾞｲﾔﾙ)
海部県民事務所 環境保全課 ama@pref.aichi.lg.jp	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
知多県民事務所 環境保全課 chita@pref.aichi.lg.jp	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、 武豊町	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111(代)
西三河県民事務所 環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 ・2876(ﾀﾞｲﾔﾙ)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494 (ﾀﾞｲﾔﾙ)